

第24回東京都環境審議会
会 議 次 第

平成16年5月10日(月)

午前9時45分～10時51分

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

1 開 会

2 議 事

(1) 東京都における実効性ある温暖化対策について

(2) その他

3 閉 会

《配布資料》

資料1 東京都環境審議会委員名簿及び幹事名簿

資料2 東京都における実効性ある温暖化対策について「中間のまとめ」に対する
都民意見(概要)

資料3 東京都における実効性ある温暖化対策について「中間のまとめ」に対する
都民意見

資料3 東京都における実効性ある温暖化対策について 答申(案)

資料4 東京都における実効性ある温暖化対策について 答申(案)
「中間のまとめ」の見直し修正版

午前9時47分開会

【横山会長】 それでは定刻になりましたので、ただいまから第24回東京都環境審議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらず、また早朝でございますけれども、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の審議は、平成14年12月に都知事から諮問されました「東京都における実効性ある温暖化対策」に対する答申案の審議をお願いするわけでございます。

この諮問に関しましては企画政策部会の方に付議させていただきましたけれども、同部会の委員の先生方は10回に及ぶ会議を開かれ、精力的に討議されまして、本日はご都合によりご欠席でございます神野部会長を初め、福川部会長代理を中心としてその答申案をまとめられ、今日に至ったものでございます。

また本年2月、中間のまとめについてご審議いただきましたが、その中間のまとめにつきまして、都民、事業者、関係諸団体から広くご意見をいただいたところでございます。また中間のまとめの審議の際に各委員から賜りました意見につきましては、これも十分に参考にしながら企画政策部会の方で仕事を進めてまいりました。

それでは、まず審議に先立ちまして報告事項を事務局の方からお願いいたします。

【山内企画調整課長】 それでは、本日の出席についてお知らせいたします。

ただいまご出席の委員は17名で、審議会規則に定めます定足数の過半数14名に達していることをご報告いたします。

【横山会長】 ありがとうございます。本審議会は成立しております。

それでは、本日は小池局長にご出席いただいておりますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

【小池環境局長】 環境局長の小池でございます。

審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、皆様大変お忙しい中、また早朝よりご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また委員の皆様方には、日ごろから東京都の環境行政に一方ならぬご協力、ご指導を賜りまして、まことにありがとうございます。この場をおかりいたしまして御礼申し上げる次第でございます。

さて、東京都は、平成14年1月に策定いたしました環境基本計画に基づきまして、「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への変革を、東京から実現する」という

ことを基本理念といたしまして、東京の環境の危機の克服に向け、さまざまな取組を展開してきております。

その中で今日、持続可能な都市を目指していく上で、地球温暖化と都市の温暖化とも言うべきヒートアイランド現象の2つの温暖化の解決が重要な課題となっております。ご案内のように、東京はカナダ一国に匹敵する経済規模を有する大都市として大量のエネルギーを消費し、都内から排出されるCO₂は年々増加の傾向にあり、また年平均気温も過去100年間で約3℃上昇するなど、まさに東京が持続可能な都市として発展していくためには、この2つの温暖化の進行を阻止することが喫緊の課題となっていると認識しております。

しかしながら、今日温暖化をめぐる状況は大変厳しいものがあります。去る4月16日に開催されました中央環境審議会地球環境部会におきまして、我が国の2010年の温室効果ガス排出量は「地球温暖化対策推進大綱」の対策が実行されたとしても1990年比で4%増となり、京都議定書で目標としております6%削減をかなりオーバーするとの推計が明らかにされました。今こそ対策の早急な見直しと具体的かつ有効な取組が求められている状況となっております。

都ではこれまでも、国の温暖化対策の具体化を待つことなく、平成14年2月から「温暖化阻止！東京作戦」を開始し、同年11月には「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」を策定しまして、「環境配慮が内在化された新たな社会システムの構築」を基本理念といたしまして、地域特性に応じた都独自のさまざまな取組を展開してまいりました。そしてこの方針をさらに具体化するため、平成14年12月に本環境審議会に「東京都における実効性ある温暖化対策」を諮問させていただきました。本審議会におかれましては、企画政策部会におきまして、1年有余にわたりまして大変精力的にご検討を進めていただき、本年2月には本審議会から中間のまとめをご報告いただいたところでございます。

本日は、その後都民の皆様方からいただいたご意見等をもとに、企画政策部会において審議の後とりまとめられました答申（案）をご報告されることになっております。都といたしましては「環境配慮が内在化された新たな社会システムの構築」を目指しまして、2つの温暖化対策に全力で取り組んでいく所存でございます。

答申（案）のご審議に当たり、委員の皆様から多くの貴重なご意見をいただきます

ことを心よりお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

【横山会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまから議事に入ります。

本日は、先ほど申しましたように企画政策部会の方からご審議の結果、答申（案）をご報告いただいて、それを最終的に知事諮問に対する答申としたいと思いますが、都の代表者として福永副知事がいずれいらっしゃることになっています。

それでは、本日の議事進行に関しまして、委員各位のご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速議事（１）に入ります。「東京都における実効性ある温暖化対策」につきまして、企画政策部会の福川部会長代理の方からご報告をお願いしたいと思います。

【福川部会長代理】 企画政策部会部会長代理の福川でございます。神野部会長が職務多忙のため、かわりまして、第８回から議論の取りまとめをさせていただきます。

それでは、本日は「中間のまとめ」に対する都民意見の募集結果、それから、その結果いろいろ修正いたしました答申(案)についてご報告、ご説明させていただきます。

具体的な細かい内容については事務局からご説明させていただきますので、私は骨格を説明させていただきたいと思います。

まず、資料２「中間のまとめ」に対する都民意見の概要をまとめたものがあります。ごらんいただいていますように、「中間のまとめ」公表後、２月２４日から４月９日まで７１人の方から意見が提出され、３４５件のご意見がありました。寄せられた意見はごらんのように非常に多様でありますので、簡単に集約することは難しいんですけども、今回答申する３つの制度、新しい制度もあれば強化する制度もありますが、それに関連してざっとご紹介したいと思います。

まず１つ目の制度として、今の資料ですと２ページの（４）になりますが、「大規模事業者におけるCO₂削減の推進」に関しましては、その評価基準をいろいろと設定していく上で、事業活動の経済状況などによる増減、変動、それからこれまでの取組の成果、そういった個別事業をどのように扱うのかという意見が多く寄せられました。また、対象規模以下の事業者における取組を促進する必要があるのではないか、

それをどうするのか、そういうことに関して比較的多くの意見が寄せられました。

それから2つ目の制度、3ページの(5)になりますが、「新築建築物等の環境配慮設計の推進」に関しましては、やはり対象規模の問題ですね。対象規模をより小規模の建築物に広げるべきではないかというご意見が出てまいりました。それに対しては中間のまとめにやや修正を加えてありますので、後ほどご紹介いたします。

それから3つ目の、「消費者への省エネ情報等を確実に伝えるラベリング制度」、資料では(6)ですが、この部分に関しては、その対象を今後とも拡大していく必要があるのではないか、そういう方針も書いてありますけれども、それについて賛同するご意見が多かったということです。

これらを踏まえまして、あるいは審議会での、特に前回の中間のまとめに関する審議会でのご意見をつけまして、中間のまとめを修正いたしました。お手元の資料では、多分資料5を見ていただくとよいのではないかと思います。細かいことは事務局から説明していただきますので、主な点だけを申し上げておきます。

まず冒頭に「答申にあたって」という文章がついておりますが、真ん中から少し上ぐらいに、作業中に大きく変わったこととして、政府の中央環境審議会から2010年における温室効果ガスの排出量の見込みとして、大綱にある対策が実行されても当初の目標を達成できないというものが出ました。それを踏まえた文章が入っています。したがって、早急な見直しが必要だということを加えています。

それから1ページ目、「第1 東京における新しい温暖化対策の必要性」という文章が始まるわけですが、そのうちの3ページ、ヒートアイランド現象のおこす問題点、深刻さということの結果として真夏日や熱帯夜の増加ということが前は書いてあったんですが、これに「熱中症の発生」という言葉を加え、その問題点の大きさをさらにはっきりとすることにいたしました。これは前回の総会でのご意見に基づいたものです。

それから、さらにその下のところには、エネルギーの大量使用による環境負荷の例として、「CO₂、排熱、大気汚染物質など」という記述を加えました。

大分後に行きまして、16ページ以降になりますが、そこから「第3 諮問事項に係る各制度の方向性」という章が始まります。少し後ろにいきまして、21ページから「2 新築建築物等の環境配慮設計の推進」というのが2番目の政策として出てま

いりますが、このうちの23ページの下あたりですけれども、対象規模の問題ですが、現在の制度では1万㎡超となっている対象事業所の規模について、その下にありますように「また、対象規模については、中長期的な視点から検討していくべきである」という表現を追加いたしました。これに関しては、前回のこの会議で何人かの方々から、小規模建築物について、非常に数も多いわけですから、さらに対象を拡大するという、制度拡大ということを視野に入れた方針にしておくべきであると。それから、建物が1万㎡超というのは、そうたくさんあるわけではなくて、2,000㎡とか3,000㎡というような建物が非常に多い、しかもそれは全国から見ると決して小さいものではないというようなご指摘がいろいろあり、加えたものです。

それらを踏まえて、企画政策部会ではここにあるような修正を行いました。このほかの詳しい都民意見の内容、それからもっと細かい点での「中間のまとめ」の修正点などについて、事務局の方から説明していただきたいと思います。

【百合都市地球環境部長】 都市地球環境部長の百合でございます。私の方から2点の資料につきまして詳細のご説明をさせていただきます。

まず資料2「東京都における実効性ある温暖化対策について「中間のまとめ」に対する都民意見（概要）」でございます。

まず「1 意見募集期間及び意見数」でございますけれども、中間のまとめ公表後、2月24日から4月9日までの間に71人の方から、延べ345件の意見が寄せられております。

「2 意見概要とその対応」でございますけれども、主な意見につきまして中間のまとめの章立てに沿ってまとめ、「中間のまとめ」や当部会のご審議を踏まえた見解を記載してございます。意見概要を中心に説明させていただきます。

まず「(1)「中間のまとめ」全般に関するもの」でございますけれども、11件です。これは「中間のまとめ」の考え方・方向性を評価する意見が7件と多くなっています。

次に「(2)第1 東京における新しい温暖化対策の必要性」に関するものでございますけれども、16件ございました。具体的には、東京都における2つの温暖化の現状と課題についての周知度を高める必要があるとのご意見がございました。現在東京都では、ホームページや広報誌などで情報発信を行っているほか、参考資料として

お手元にもございますが、パンフレット等を作成し、広く周知に努めているところでございます。対応といたしましては、「ご意見のとおり今後とも温暖化対策の情報を広く発信していく。」といたしました。

そのほか、「2つの温暖化」という表記が誤解を生むとするもの、削減目標の水準が低レベルにとどまった要因に、事業者のこれまでの削減努力により削減余地が少なかったことを加えることを求めるものなどがございました。

ページをおめくりいただきまして、2ページでございます。「(3)第2 温暖化対策に関する新たな制度の基本的考え方」に関するものでございますが、合計21件ございました。意見の内容はさまざまでございますけれども、複数あった意見といたしましては、評価と公表の仕組みは有効であるとするもの、また評価基準などの設定に当たっては事業者に過大なコスト負担を課さぬよう配慮することを求めるもの、財政、税制上の措置を求めるもの、都の指導・助言についてのものもございました。対応につきましては、中間のまとめの該当部分を記載してございます。

次に2ページから3ページにかけてでございますが、「(4)第3-1 大規模事業者におけるCO₂削減の推進」に関するものは、3つの制度の中では最も多く92件の意見がございました。

まず制度の対象につきましては、対象範囲をCO₂排出量で決めることへの賛成意見などが8件、産業部門や工場を対象から外すことを求めるものが2件ございました。

また、削減を義務化するべきとのご意見や、取組結果について、事業者の自己評価に任せずに客観的基準に基づいて都が評価・公表を行うべきとのご意見がございました。

このほか、ただいま部会長代理からも説明がございましたけれども、評価基準についての意見は比較的多くいただいております、事業活動の変動やこれまでの取組成果等、個別事情を考慮することを求めるもの、逆に個別事情は考慮すべきでないとするもの、3ページにまいります、事業者・専門家の意見を尊重することを求めるものなど、あわせて24件となっております。

次に計画策定時におきまして、都が個々の事業者の取組を公表すべきという意見が1件ございました。これは部会の審議でも確認がなされた点でございますので、「ご意見のとおり、都が計画策定時にも個々の事業者の取組を一覧にして公表す

る。」といたしました。さらに、対象規模以下の事業者への制度拡大、取組促進を求めるもの、具体的促進策を提言するものも14件ございます。

次に「第3-2 新築建築物等の環境配慮設計の推進」に関するものは34件ございました。建築物環境計画書制度につきましては、その推進に賛成するものが3件、ヒートアイランド対策の効果の検証が必要とするものが2件ございました。

また、対象規模をより小規模の建築物に広げることを求めるものが7件ございました。この対象建築物の拡大の件につきましては、部会長代理からも説明がございましたけれども、「対象規模については中長期的な視点から検討していくべき」との記述を答申案に追加いたしましたところでございます。

さらに、マンションの環境性能の公表につきましては、省エネ水準が購入予定者に確実に伝わるようにするべきとするものが4件、現行法との整合性を求めるものが2件ございました。

次に「第3-3 消費者への省エネ情報等の確実な伝達」に関するものでございますけれども、30件ございました。

省エネラベルにつきましては、販売店による説明を求めるもの、省エネ性能の相対評価による表示を求めるものがございました。ラベリング制度の詳細につきましては、答申案にありますとおり、販売店における説明や相対評価による表示を制度化に当たっても取り入れてまいりたいと考えております。

このほか、国のラベリング制度との関係に関するものでは、両者の整合を求めるもの、都の制度の方がわかりやすいとするものがあわせて3件ございました。

また4ページでございますけれども、ラベルの対象範囲の拡大を支持するというものが7件でございます。

次に「第4 今後の展開にむけて」に関するものでございますが、合計で17件、他の自治体への情報発信を歓迎するもの、都がみずから実施すべきCO₂削減の具体策を提言するもの、定期的な制度の評価と見直しを求めるものなどがございました。さらに、運輸部門対策を講じることを求めるもの、具体的な運輸部門対策を提言するものが6件ございました。「具体策については、今後の参考とさせていただく」という旨、記述してございます。

そのほか、地域冷暖房事業に関する意見が102件と多くありまして、これらにつ

きましては「(8)地域冷暖房事業に関するもの」としてまとめてございます。

最後の(9)でございますが、太陽光利用など温暖化施策に関するさまざまなご意見が22件ございましたので、「温暖化対策に関するその他意見」としてまとめてございます。

以上、都民意見についての説明をさせていただきましたが、寄せられたすべての意見と対応につきましては資料3にまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

都民意見の説明は以上でございます。

次に、資料4でございます。この資料でお示ししている答申案は、前回の部会や総会におきまして委員の方々からいただいた意見等を踏まえまして中間のまとめを修正したものでございます。

なお、委員の方々には資料5といたしまして訂正箇所を明示したのも配布してございます。この中では、中間のまとめに対して追加した箇所はアンダーラインで、削除した箇所は二重の取り消し線で示してございますが、字句修正以外にレイアウト変更や図表の追加もいたしております。大きな修正箇所を中心にご説明をさせていただきます。

傍聴の方は資料5を配布しておりませんので、恐れ入りますけれども資料4をごらんください。

それでは資料5の表紙を1枚おめくりいただきまして、「中間のまとめにあたって」の表題を「答申にあたって」に修正してございます。この第2段落目でございます。4月16日の政府の中央環境審議会におきまして最新の温室効果ガス排出推計が出されましたが、2010年の温室効果ガス排出量が4%程度増加と見込んでおりますので、そこで国の取組状況についても触れることといたしまして、「一方、国は」以下下線部の5行の記述を追加いたしております。

次のページをごらんください。ページ冒頭から11行目までの部分ですが、中間のまとめでは、中間のまとめの経緯や都民意見募集に当たっての期待についての記述がございましたが、諮問以降、答申までの経過を記述するような修正を加えることといたしまして、本文にございますとおり、5行にわたって都民意見を募集した経過を述べた後、6行目から「そして今回寄せられた意見を踏まえて、さらに検討を深めた結

果、本答申をまとめるに至ったものである。」との記述に変更いたしております。その後、4行にわたり中間のまとめの記載を削除した後に引き続く段落では、東京都の温暖化対策の基本理念を記述し、今回答申をいただく3つの制度の目的や内容を簡潔にまとめるとともに、これらの制度は東京都が全国で初めて行うという意義を記述することといたしました。

最後の段落では、今後の東京都が温暖化対策の実効性を高めていくことを強く期待する旨の記述を加えたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、答申本文の1ページでございます。まず、レイアウトなどでございますが、カラー印刷とするとともに、文字をやや大きくいたしまして、見出しに飾りをつけるなどして読者が見やすい工夫をいたしました。さらに、本文の理解を助けるために図表をより多く追加するなどして全体的に読みやすくなるような修正を行っております。

内容でございますけれども、まず1ページの下の部分に図表1及び図表2として、気温上昇とCO₂増加の状況を示す図表を追加いたしました。

次に2ページでございますけれども、「(2)ヒートアイランド現象の深刻化」の項目ですが、本文の下から5行目から始まります、東京の年平均気温が過去100年で約3度上昇しているとの記述の説明といたしまして図表3を追加することといたしました。

次に3ページの本文5行目で、熱帯夜の増加の記述といたしまして、熱帯夜日数の推移を示す図表4を追加いたしております。

さらに、前回の総会におきましてヒートアイランド現象の深刻さの例示に熱中症の視点も盛り込むべきとのご指摘をいただいたところでございますので、「ヒートアイランド現象は真夏日や熱帯夜の増加、熱中症の発生に加え」という記述を加えております。

また、同じ3ページ(3)2つの温暖化問題に直面する東京の項目でございますが、まず、東京はカナダ一國に匹敵する経済規模を有する大都市であることの説明といたしまして図表5を追加いたしております。

また総会におきまして、CO₂対策は温暖化対策であるとともに、副次的効果として大気汚染対策でもあるとのご指摘をいただきました。そこで、環境負荷の例示とし

て「CO₂、排熱、大気汚染物質など、」という記述を追加いたしております。

次に4ページには、エネルギー消費量の増大が2つの温暖化の悪循環につながっているとの本文の記述に沿いまして、図表6を追加いたしたところでございます。

次に5ページでございます。2の「温暖化対策の現状の課題」(2)の「先行して進めてきた都の対策とその課題」で、6ページ最後の行からでございますが、現行の地球温暖化対策計画書制度の集計結果では、大規模事業者の今後3年間の削減目標は平均2%と低い水準にとどまると、この記述を補足するために図表7を追加いたしております。

次に、ちょっと飛びまして11ページをごらんください。第2の1「(1)環境配慮が内在化された社会システムの実現」の項目でございますけれども、中ほどやや下に温暖化対策の推進が新たなビジネスチャンスや雇用創出の契機ともなるとの記述がございます。この記述を補足するものとしたしまして、12ページに図表10を追加しているところでございます。

次に15ページをごらんいただきたいと思います。図表11及び12といたしまして、温暖化対策の基本理念と制度構築の基本的考え方をそれぞれ簡潔にまとめてございます。

次に16ページでございますが、対策指針の構成内容につきましてごらんのようなレイアウトを工夫いたしたところでございます。

次に23ページにまいります。2の「新築建築物等の環境配慮設計の推進」、
「(2)強化すべき制度の主な内容」の でございますが、「より効果的な公表のしくみの充実」でございます。前回の部会で複数の委員の方々から、制度対象外の小規模の建築物に対しましては、制度拡大を視野に入れ、中長期的視点に立った検討を継続していくべきとのご指摘、また2,000㎡や3,000㎡の建築物も日本全体で見れば小さいとは言えないとのご指摘、さらに都民意見におきましても複数の方から対象規模を引き下げるといような意見をいただいているところでございます。

そこで、記述といたしまして、「また、対象規模については、中長期的な視点から検討していくべきである。」との表現を追加いたしております。

次に25ページをお開きいただきたいと思います。「(2)創設すべきラベリング制度の主な内容」の最後の部分に、図表15といたしましてラベルのイメージを追加

し、図表15参照との表現を加えております。

次に28ページをごらんいただきたいと思います。「第4 今後の展開に向けて」の「3 すべての主体による総合的な取組の実施」について、国に対して「さらに有効な温暖化対策の具体化を進める必要がある」との記述の前に「大綱の見直しにあたっては」という表現を追加いたしております。これは最初の「答申にあたって」の部分におきまして国の大綱見直しに触れたこととの整合性を確保したものでございます。

さらに29ページの参考資料1には、中間のまとめ以降の都の取組を追加してございます。

以上が修正箇所の説明でございますけれども、巻末の資料編につきましては検討経過について若干の追加を行っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【横山会長】 ありがとうございます。

ただいま企画政策部会の方から部会長代理及び部長から中間のまとめ以後の作業の結果として本日ここに最終答申（案）として示されたわけでございます。前回、中間のまとめのときに各委員からいただいた意見はおおむね取り入れられておるようでございますが、改めて各委員の質疑及びご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【原委員】 2点、簡単ですが申し上げます。

都民意見で地域冷暖房業者から大変たくさん意見が寄せられていますけど、これはどういうタイプの業者で何を求めたものでしょうか。それが1点と、答申の23ページの既存の建築物と小規模の新築建築物については中長期的な視点と書いていますけど、その中長期的というのはおおむねどういうことを意味するのか、その2点をお願いします。

【百合都市地球環境部長】 1点目の地冷関係でございますけど、資料2の4ページ、最後のページに概要という形で意見内容をお示ししてありますが、（8）地域冷暖房事業に関するもの102件でございますが、これはすべてではなくてまとめた形でこのように表記してございます。ここにありますように、地域冷暖房の有効性についても中間のまとめで明確に位置づけをしてもらいたいという意見が44件、それから、評価基準において地冷を高く評価するようにと、またガイドラインの中に地冷の事例を

挙げることによって、導入促進・支援を求めるといったような内容でございました。この対応が右の欄にございますけれども、確かに地域冷暖房対策は省エネ対策の1つでありまして、私どもの現行の条例でも推進すべき施策として位置づけておりますし、さらに現行の地球温暖化対策計画書におきましても、建築水準につきましてもは一定の評価をするような形になっておりますし、今後の計画書制度におきましても、評価基準ですとか削減のガイドライン検討の際の参考にしていきたいというような考え方を持っております。

それから中長期的というお話ですけど、今回1つの制度のご提案として規模として1万㎡超の建築物を対象にということできているわけですけども、確かにそれだけではなくて、温暖化対策の効果を上げるためには当然対象を広げていった方が上がるだろうということは十分私どもは認識しているわけですけども、今回第一ステップとして1万㎡超という一定のラインを引いたと。この実績を踏まえながら、さらに拡大していく方策等については今後検討していきたいということで、こういった表現になっております。

【原委員】 地域冷暖房については、義務化について東京都の答申を求めるとか、そういうものではないですか。

【百合都市地球環境部長】 東京都に答申云々というよりも、今回の制度の中で、例えば大規模事業所のCO₂削減対策の中に地冷を導入したときの評価をきちんとしてもらいたいとか、ないしは建築物の評価をするときに地冷を導入することによって一定の削減効果があるのだから、それをきちんと評価すべきだと、そういったご意見が多かったというふうに認識しています。

【原委員】 わかりました。

【横山会長】 地域冷暖房については、具体的な執行の中において重要な省エネルギー対策の一つとして進めていくというお返事であったかと思います。

審議会の中でも、規模の案件については今ご紹介があったことから見ますに、規模、中小のサイズの対象物件についての意見もかなり数があったように思いますが、今、部長の方から基本的なお考えのお答えをいただいたと、こういうふうに理解します。

【大聖委員】 大都市のCO₂問題、これは大気汚染の対策にもなるというお話をさせていただきまして、そのことを少し言及していただいたのは大変ありがたいと思っ

ておりますが、やはりこれは特筆すべきことだということをもう一度繰り返し申し上げておきたいと思います。

それからもう1つは、こういう大都市がCO₂の対策に乗り出すということは、一つは非常に大きなアピール効果があると思っております。例えば先般カリフォルニア州がCO₂対策をやるんだということの世界に向けて発信しているわけでありまして、ぜひそのような宣伝を、日本国内はもとより全世界に対しても高らかに宣言していただければと思います。特にいろんな大都市は同じような事情を抱えておりますので、また大エネルギー消費都市でもありますので、そういった点を配慮していただいて、ぜひアピールしていただきたいと思っております。

ちょっとこれは余談になりますが、そうしますと英語でインターネット上に乗せて発信するというようなこともぜひひとつこの際お考えいただければと思います。よろしく願いいたします。

【横山会長】 ありがとうございます。今までも都におかれましては都の対策等を国際的に発信されていらっしゃると思いますが、今の大聖委員のご意見は、国際的に見ても先端的な取組の一つであるからには積極的に国際的にも発信すべきである、してほしいというご意見であったと思っております。結構だと思っております。

何か特別なご意見はございますか。

【百合都市地球環境部長】 特別ということはありませんけども、今回審議会の最終答申をいただいた後、私ども即、制度設計に入っていくべきであるというふうに考えております。一定の制度設計、概要ができた段階でそういったことも視野に入れて、なるべく広範に制度のアナウンスをしていきたいと考えております。

【細見委員】 今回の諮問事項には確かになっていないのですが、CO₂の発生源としては運輸部門が多いということで、最後の28ページに今後の展開にむけてという文章がございますが、この数行にわたる文章の中で、最後の1行のところ、都が引き続き国に対して要望していくというような表現になっているのですが、例えば今回提案があったラベリング制度だとか、都独自の燃費の自動車だとか、そういう問題を都みずからもある程度前向きに検討していただけないかというふうに思います。

【横山会長】 これは中間のまとめにおきましても、企画政策部会の審議においても、都のCO₂排出量の中の35%を占める運輸部門の改革を欠いては本当の意味の実効

性対策にはならないのではないかというご意見が前からあるわけで、前回の中間のまとめのご審議のときにもいろいろとご意見が出されましたが、もちろんこれはそれなりにいろいろと対応を考えなきゃならない側面が多いということは十分に理解するつもりでございますけれども、何か都の方でご披露していただけるようなことがもしございましたならば。

【百合都市地球環境部長】 28ページ最後の部分、運輸関係なり家庭部門関係ということで若干記述がございますけれども、これは今回の経過からいいますと、諮問事項以外ということでこういった位置づけで整理をさせていただいたという経過がございます。今後の都としての運輸部門対策なり家庭部門対策ということですが、当然我々も、かなり広範なものがございますし、今後さらに強化していく必要があるということは十分認識は持っておりますが、とりあえず今回の答申では、こういった3つの諮問事項に沿った形で取り組みます。ですから、家庭部門や運輸部門のこれからの対策の強化につきましては、当然東京都としても今後検討して何らかの具体的な対策を打ち出していきたいと思っております。

【横山会長】 よろしいですか。

【細見委員】 はい。

【岸委員】 もうちょっと早く気がつけばよかったと思ったことがあります。それは熱汚染という新たな公害という位置づけで今回この問題が集約されているのですが、例えばヒートアイランドとか温暖化一般というのは、いってしまうと生態系全体の、それが人間にとって都合がいいか悪いか、差し当たり性急に判断をわきに置いたとして、そういうものと伴っていて、例えば東京都内でも、私は多摩地域に暮らしているのですが、暮らしている生き物がどんどんかわっているとか、今までこんなところにいなかった鳥獣がどんどんふえて繁殖しているということもありますし、きょう配っていただいた温暖化阻止のパンフレットには冬日の減少というのが非常にきれいに出ていて、直接それが健康にプラスかマイナスか、財産にプラスかマイナスかということ置いて、生態系が大きく変わっている、ここが変わっているという認識というのは、やはりどこかにちゃんと書かれなるとまずいのではないかと思います。

例えば冬日が減るのはいいことだ、暖かくなって寒くなくていいやという判断はあると思うのですが、それは同時に熱中症のような熱公害とセットなわけですので、

そういう意味でいうと、もし可能であれば3ページの第2パラグラフあたりに、ヒートアイランド現象は真夏日や熱帯夜の増加、熱中症の発生等々で、これは都民の健康、財産に対して直接に影響を与える熱汚染、あるいは公害といっているわけですが、どこかで冬日の減少とか、生物の暮らしの変化とか、生態系の変化とか、そういうこともあるのだということを、もし可能であれば一言入れておく。

特に学校レベルでの教育ということを考えますと、子どもたちは、おじいちゃん、おばあちゃんは学校につららができたとか、いつも氷が張っていたとかよく知っているわけですが、今いろんな事情もあるので、学校につららは上がりませんし、氷が張ることも本当に少なくて、そういうところから学んでいくことがたくさんあると思うんですね。わかりやすい健康、財産というような実利をわきに置いた生態系全体の変化ということを示唆するような、それもちろんと配慮しておかないとまずいぞということもわかるようなことを一言、冬日の減少がどこかに入るのであればそれだけで結構ですので、あったらいいと思います。

【福川部会長代理】 企画政策部会では熱中症は大体入れて満足してしまったんですが、さらに入れた方がいいというご意見ですが、どうでしょう。

【百合都市地球環境部長】 今ご説明があったのは、きょう机の上にパンフレットをお配りしてございますけれども、その表紙の裏側に近県に迫る生態系の変化ということで、具体例として桜の開花時期が早まっているということですか、その下、マダイやトラフグの生息不適になるんじゃないかとか、リンゴとミカンの生産地が栽培不適になるんじゃないか、そういった危機意識を持った一つの事例をここに掲げてございますので、そういった認識は東京都としては持っておるわけですが、今回ひとつの危機管理対策という、これはある面、東京都特有、都市特有というような位置づけをしておいた関係もあって、記述としては3ページにあるような形にまとめさせていただいた部分もありますが、確かに多摩における生態系の問題とかも当然入ってくることはあるかと思しますので、若干文言をとということでございましたら、時間がありませんけれども、何とか一言二言入れるのは別に不適ではないと思います。

【福川部会長代理】 答申の内容をよくする方向だと思しますので、余裕があれば。

【横山会長】 当然東京都は環境学習に熱心に取り組まれているわけで、そういうところできちっと問題を押さえているということが、この答申という意味にすれば実際

のところは大事なことだと思いますけれども、そこら辺のバランスも考えて、いかがですか。少し何か追加していただけないかと思うんですけれども。たしかヒートアイランドのことについては、前回、内山委員が実際に具体的なデータがもう上がってくるというご指摘がありましたね。

【百合都市地球環境部長】 それでは文言をそういう形で検討させていただいて、後ほどということ。

【横山会長】 はい、お願いいたします。

いかがでしょうか。まだ時間はございますので、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

それでは今、皆様方眺めていらっしゃるちょっと時間がありますので、私の方から1つ。これも前回討論されたことですが、計画期間は5年となっておりますが、5年たったらどうするのか。もちろんこの問題は長期的に続けていくべき課題ではございますが、5年でどうするのか、ある意味ではわかっていることなのですが、お答えいただければと思います。

【百合都市地球環境部長】 年数の考え方は確かにいろいろあるかと思いますが、区切り方というのは10年というのもありますし、3年、2年というのもあります。いろいろあるかと思いますが、はっきりこうこうだからという論理構成をしたわけではございませんので、一定の標準的なところで見たときにやっぱり5年程度かなというのが考え方としてあるということでございます。これにつきましては、今後実際の制度設計をする段階ではさらに詳しく検討した上で決めていってはどうかと思っております。

【横山会長】 これはある意味では了承しておりますが、確認ですが、5年終わったらこれは終わりというものでは決していない、そうですね。

【百合都市地球環境部長】 一定の年数が立った後に、この制度を運用していく中でまた新たな方向性というのは見えてくるのかなと、私どもはその辺を期待しているところでございますけれども、これでおしまいよと、5年たったら終わりということではなくて、今後とも成果を踏まえてさらに検討していくと考えております。

【横山会長】 ありがとうございます。

【福川部会長代理】 今の件は、前回の企画政策部会でも大分議論がありました。1

つの意見は、非常に長期にわたって地道に取り組まなければいけないものだから、そういう意味では無理のないところからやっていくべきであるというご意見と、いや、そうではなくて、地球温暖化対策、あるいはヒートアイランド現象というのは緊急の問題であるから、できるだけ前進して進んでいかないといけないんじゃないかと。そういうところで、例えば先ほど議論になりました中小規模建物についての対応を中長期的と書きましたが、これはできるだけ早くではないかというような議論が大分ありました。

結果的には今あるような答申案に落ち着いたわけですが、いずれにせよ、企画政策部会の議論の中でも問題は大きいから中長期的、あるいは5年をめどと書いてあっても、とにかく制度設計の中でできるだけ効果的なものができるように、それから中長期的とか、やや将来に課題を残したものについてもできるだけ積極的に取り組んでいく必要があるだろうと、そういうニュアンスを含めて議論をしたということです。

【原委員】 今、会長が指摘された5年という問題ですけど、IPCCの第二次規制が出ていますが、見積りが2008年、10年となっていますね。これはもしかしたらその中間年にセットしたというような意味があるのでしょうか。そうすると、ちょっと東京都は先進的であるとうたっていることと、やや、国内の問題にどうだろう、遅いよという感じがしないではないんですが、つまりいつも遅れてしまうという、いわば一種の慣性の法則みたいなものがずっと条例と法律との間にあるわけですが、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

【百合都市地球環境部長】 5年の考え方かと思いますが、一定の削減努力をしていく期間というのが1つあるかなと思います。それは3年とか5年とか、いろいろな考え方があろうかと思いますが、通常には経済活動をやっている中で、いきなり短期間に全部やってくださいというのも、これまた酷な話でしょうし、一定の期間を設けなきゃいけない中で、5年というスパンがとりあえず企業としては対応し切れる範囲かなと。計画書をまずつくっていただかなきゃいけませんし、それに一定の時間がかかると。また、それについて計画をつくった後に実践していく期間がございます。その実践をした結果を踏まえた分析なり何なりをして、さらにできるのかできないのかというような、そういったやるべき作業を考えていきますと、余り短期間に一気に

求めていくのは無理なのかなということで、作業内容も含めて考えたときに5年ということで考えておりました、国の制度云々ということで5年と考えているというわけではございません。

【梶原企画担当部長】 今、原委員からご指摘がありましたI P P Cとの関係ですが、2008年から2012年という一定の期間のアベレージをとって京都議定書の設定がなされておりますけれども、これは例えば、一般の目標設定をする場合にそういった幅を持って目標設定をするというのは大変わかりにくいというのがございますので、その中間年をとりまして我々は2010年という一つの目標を設定したわけがございます。実務的な話は百合部長がご説明申し上げたとおりで、やはり一定の年限を区切って目標設定をしていただかないと事業者の皆さんも混乱するんじゃないか、こういう考え方でございます。

【横山会長】 当初予定しておりました時間にそろそろ達しております。質疑もそろそろよろしいかなと思いますが、最後にいかがでございましょうか。何かどうしてもこれだけということがございましたならば、どうぞ。

それでは、きょうここで本答申案に対します審議は打ち切らせていただきます。

部長、先ほどの件はでき上がりましたか。

【百合都市地球環境部長】 先ほどのご指摘ですけれども、3ページの文言でございますが、上から4行目にヒートアイランド現象云々という表現がございまして、その中で「真夏日や熱帯夜の増加、熱中症の発生」というような記述がございましてけれども、「熱中症の発生及び冬日の減少」というような言葉で生態系的な話が若干入ってくるのかなというふうに思います。生態系の話は、実は1ページの下から5行目に、「温暖化の影響といわれているものは、氷河の減少や生態系の変化にとどまらない」というような形で、生態系についての全体的な意味では記述をしているというところがございますので、3ページの話はヒートアイランド現象の説明のところでございますので、「熱中症の発生及び冬日の減少に加え、集中豪雨や光化学スモッグ等との関連性が指摘される」というような記述でおさめさせていただいてはどうかというふうに思います。

【横山会長】 各委員はおわかりになりましたでしょうか。本日はこれを手書きにしておいていただきますが、恐れ入ります、もう一度ゆっくりとお願いいたします。

【百合都市地球環境部長】 3ページの上から5行目、第2段落のところでございます。「ヒートアイランド現象は、真夏日や熱帯夜の増加（図表4参照）、熱中症の発生及び冬日の減少に加え」云々というような形で文言を追加させていただくと。

【横山会長】 ありがとうございます。

ご発議の岸委員、これでよろしいですか。

【岸委員】 実務的にはもうそれでいいです。生態系の変化というのを温暖化でいうときの規模と、都市において具体的に生物の暮らしがどんどん変わっちゃうというのは、ちょっとレベルが違いまして、我々が目にすることというのはほとんどが温暖化ではなくてヒートアイランドに絡んでいることではないかと思っています。だから本当はヒートアイランド現象と絡んで身の回りの生物のいろんな変化というふうに書かれるべきと思っているのですが、今のご対応で結構でございます。

【百合都市地球環境部長】 済みません、1つだけ追加させていただいてよろしいですか。

後ろについている資料編の10ページをごらんいただきたいんですけども、その一番上のところに「影響は、海面上昇だけにとどまらない。感染症の増加等の人間の健康への影響や、水不足、生態系の変化、食生活への影響」というようなことで、ここにも一定の生態系の変化についての記述をしているとご理解いただければと思います。説明の追加ということでございます。

【横山会長】 それでは先ほどご指摘がありましたように、各委員からの質疑は大体出していただいたと思いますので、時間の制限もございますので、この「東京都における実効性ある温暖化対策」に関する審議案に対する質疑はこれで打ち切らせていただきます。

今いただきました質疑の中で、東京都へのこれに関するご注文も二、三あったかと思えます。例えばこれを早急に国際的に発信すること等々、東京都にぜひ受けとめていただいて、速やかに対応していただければ幸いです。

それではお諮りいたしますが、本日いただきました答申案、先ほど岸委員からのご発言によりまして3ページのところに若干の追加文を加える形で最終の答申案として受けとめてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【横山会長】 それではご異議ないようでございますので、繰り返しますが、3ページのところのヒートアイランド現象の生態学的意見の表現を一部追加した形でこれを最終答申案として環境審議会として採用させていただきます。ありがとうございました。

それでは副知事をご出席でございますので、早速これを答申案として都の方に提出させていただきたいと思います。

これには手書きが入っていませんが、よろしいですか。当初いただいたものには、今の文言が。

【百合都市地球環境部長】 後ほど修正させていただきたいと思います。

【横山会長】 では、これでよろしいですね。

知事からいただきました「東京都における実効性ある温暖化対策」について答申書をまとめましたので、提出させていただきます。

【福永副知事】 ありがとうございます。

〔横山会長より福永副知事へ答申書手交〕

【横山会長】 それではここで、東京都を代表して副知事からごあいさつ願います。

【福永副知事】 皆様おはようございます。副知事の福永でございます。

ただいま横山会長から「東京都における実効性ある温暖化対策」について答申を頂戴いたしました。東京都ではこの答申に沿いながら、東京が直面いたしております都市と地球の温暖化を阻止するよう、年内を目途に実効性をより高めた温暖化対策を構築していく所存でございます。

委員の皆様方には、これまで大変ご熱心にご審議を賜り、心から感謝を申し上げたいと存じます。加えまして、今後とも都の環境行政の発展にお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

【横山会長】 副知事はいろいろとお忙しいご用がございましたので、途中退席します。

それでは次、議事の(2)その他になります。特別に何か決められたものがあるわけではございませんが、環境審議会は年に1回か2回あるかないかということでございますので、何か審議会の委員の方から、この機会にご発言なさることがございましたら。

それでは、事務局の方から何かございますでしょうか。

【山内企画調整課長】 特にございません。

【横山会長】 それでは、本日はお忙しい中、答申案の審議にご参加くださりまして大変ありがとうございました。

これをもちまして第24回東京都環境審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

午前10時51分閉会